

外郭団体のあり方（概要）

1 経緯

本組合の外郭団体については、行政改革大綱（平成14年策定）に基づき、経営改善及び体制の見直し（平成16年に2団体を統合（統合後（財）名古屋みなと振興財団））を行ってきたが、指定管理者制度や公益法人制度改革など社会経済情勢が大きく変化していることから、外郭団体のあり方について改めて検討した。

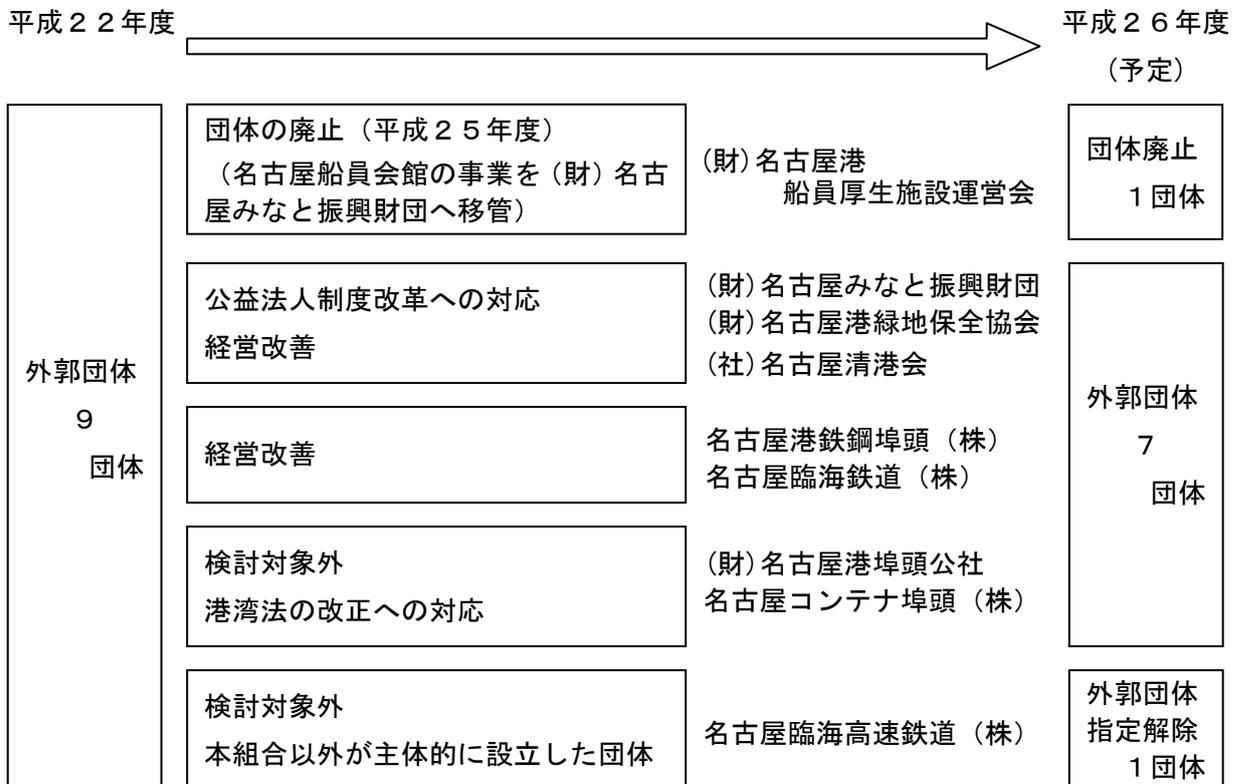
2 検討手順

外郭団体のあり方検討会（公認会計士、弁護士等の民間有識者4名から構成）を設置し、外郭団体の現状（事業内容、経営状況及び関与）の分析を行った上で、各団体の方向性及び本組合の財政的・人的関与の見直しについて検討を行った。

なお、（財）名古屋港埠頭公社及び名古屋コンテナ埠頭（株）は、港湾法改正を踏まえ別途検討していること、また、名古屋臨海高速鉄道（株）は、筆頭株主である名古屋市において改革プランを策定したため、この3団体を検討の対象外とした。

3 検討結果

（1）各団体の方向性



(2) 外郭団体の定義

以下の4つのいずれかに該当し、かつ本組合が統一的な観点から必要な指導調整等を行う必要がある団体

- ①本組合の出資・出捐が資本金等の25%以上である団体
- ②本組合職員を派遣している団体
- ③本組合が継続的な負担金等を財政支出している団体
- ④本組合職員の役員就任等の人的支援を行っている団体

(3) 関与の考え方

ア 本組合との財政的関与

- ・補助金は、公益事業に対してのみ交付する。
- ・外郭団体との契約は、原則として「競争入札」とする。
- ・公有財産の貸付料等の減免は、原則として公益事業を行う場合に限る。
- ・新たな出資・出捐その他の財政支援は、公益性等を厳格に審査した上で行う。

イ 本組合との人的関与

- ・職員派遣は、必要性及び妥当性を厳格に確認し、必要最小限で行う。
- ・本組合職員の理事就任割合は、3分の1以下とする。

(4) 団体の廃止等に伴う外郭団体数

平成21年度	平成23年度	平成26年度(予定)
9団体	8団体 (名古屋臨海高速鉄道(株) の外郭団体指定解除)	7団体 (財)名古屋港船員厚生施設運営会の廃止)

4 今後の取組

「外郭団体のあり方」に基づき、各団体は取組を進める。本組合は、情勢変化に対応しながら、行政改革の実施項目に位置づけ、前向きに改革を進めていく。なお、財政的・人的関与の見直しについては、以下のとおり目標を設定し、引き続き関与の考え方に基づき取組んでいく。

(1) 外郭団体との随意契約

平成21年度		平成22年度		目標(平成26年度)	
件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	相当額(百万円)	件数(件)	相当額(百万円)
5	287	3	159	1	15

(2) 外郭団体の役員総数

平成21年度	平成22年度	目標(平成26年度)
148人	143人	平成21年度比20%削減

(3) 外郭団体における本組合職員の理事就任割合

本組合職員の理事就任割合は、3分の1以下とする。(平成26年度を目標年度とする。)